

事業者排出量削減計画書（新規）

(あて先) 京都府知事		18年			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署）			
京都市北区上賀茂西河原町1番地の1		エムケイ株式会社 代表取締役 青木信明			
		電話 075 - 721 -			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業・一般貸切旅客自動車運送事業（限定）・特定旅客自動車運送事業				
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成18年4月～平成20年3月				
基本方針	エネルギー消費効率の改善に関する取組により、CO2排出量の削減を目指す。				
推進体制	営業本部長・管理本部長を中心とした検討委員会の設置と実施計画の策定、進捗管理方法を構築する。				
	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18～19	全部署	業務による移動で自動車を使用する場合、乗合にし社用車の使用を約2%抑制する。		
	18～19	営業車	タクシー車両90%以上を排ガス規制「平成12年基準排出ガス50%低減レベル（E-LEV）」以上の基準に適合した車とする。		
	18～19	営業車	毎日の乗務前の点呼、定期的な教育指導の場において、営業車のアイドリングストップに関する教育を推進する。		
	18～19	全部署	空調、照明について必要な区域・空間に限定して使用するよう努めている。		
18～19	全部署	節電・節ガスにより、それぞれの使用量を前年比1%減とする。			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （平成17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （平成19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	
	A 事業所等排出区分	833 t	833 t	0.0 %	
	B 輸送車両排出区分	25873.00463 t	28298.59434 t	9.4 %	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 26,706 t	*2 29,132 t	9.1 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等 （二酸化炭素換算（t））			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t
削減量等合計			*3	t	
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）		
	*1 26,706 t	(*2)-(*3) 29131.9 t	9.1 %		
特記事項	1. 平成18年9月21日にグループ会社のMKタクシー株式会社よりタクシー全車（124台）が移籍し、総車両台数が898台となった。（平成17年度末は780台）				
	2. 平成13年2月より、GPS自動無線配車システム導入により、お客様からお電話頂いた時点で、お客様の周辺にいる空車を自動的に検索し配車する（文字情報でお客様のお迎え等を送信）ことで、営業車両の無駄な回送距離と時間を大幅に短縮。配車からお迎えにかかる時間は10～20分かかっていたが、現在は5～10分となっている。				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 注4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。